

鹿児島市交通局

クレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う

指定代理納付者の選定に係る企画提案競技

(公募型プロポーザル方式) 実施要領

令和元年5月

鹿児島市交通局

## 1 業務の名称

鹿児島市交通局クレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う指定代理納付業務

## 2 業務の目的

市電・市バスの定期乗車券利用者等の利便性向上のため、交通局の三乗車券発売所において定期乗車券料金等の支払いにクレジットカード・電子マネー等が利用できるようにし、当該料金等を代理納付するもの。

## 3 業務の内容

「鹿児島市交通局クレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う指定代理納付に係る業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4 履行場所

鹿児島市交通局が設置する次の乗車券発売所

- ①交通局内乗車券発売所
- ②市役所前乗車券発売所
- ③桜島営業所乗車券発売所

## 5 業務開始予定時期

令和元年8月1日開始予定

## 6 指定代理納付者の選定

指定代理納付者の選定は、企画提案競技（公募型プロポーザル方式）とする。

選定にあたっては、事前に参加申込書の提出を求め、7の参加資格に定める要件を有するか判断し、参加資格の有無を通知する。

参加資格を有する旨の通知を受けた者から提案書の提出を求め、「鹿児島市交通局クレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う指定代理納付者選定委員会」において提案内容の書類審査を行い、VISA・MasterCard・JCB等のクレジットカード、Suica・nanaco・Edy等の電子マネー及びデビットカードが使用できるように、1者若しくは複数者を選定する。

## 7 企画提案競技参加資格要件

以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第1項各号に掲げる要件に該当すること。

ア 資本金の額、資産及び負債の状況から財政的基盤が十分に整っていること。

- イ 経営状況が良好であること。
  - ウ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保の状況が十分に整っていること。
  - エ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - (4) 鹿児島市交通局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年3月31日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止及び鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
  - (7) 納期が到来している市税等を完納していること。
  - (8) 公営企業又は公共交通機関におけるクレジットカード、電子マネー等納付の導入実績を有すること。

## 8 企画提案競技日程

企画提案競技への参加を希望する場合は、別途様式による参加申込書及び提案書類等を指定期間中に提出しなければならない。

主な日程は次のとおりである。

- (1) 本実施要領の交付開始 令和元年5月30日（木曜日）
- (2) 質問の受付期限 令和元年6月6日（木曜日）
- (3) 参加申込書の提出期限 令和元年6月6日（木曜日）
- (4) 参加者決定通知 令和元年6月7日（金曜日）
- (5) 質問の回答期限 令和元年6月10日（月曜日）
- (6) 提案書類等の提出期限 令和元年6月17日（月曜日）
- (7) 提出書類等の審査 令和元年6月19日（水曜日）
- (8) 選定結果通知 令和元年6月20日（木曜日）

## 9 参加申込書の提出

(1) 提出書類

様式	提出書類名	記載内容
様式第1号	参加申込書	住所、名称等
様式第2号 ①～④	①会社の概要 ②契約実績 ③業務精通者の確保状況 ④コンプライアンス体制	名称、代表者 職・氏名 設立年月日、契約実績 コンプライアンス体制等

(2) 添付書類

- ア 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- イ 役員名簿
- ウ 定款
- エ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。原本）
- オ 鹿児島市発行の「市税」の滞納がないことの証明書  
鹿児島市で納税証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の「法人市（町・村・都）民税の納税証明書とする。
- カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（未納税額がないこと用（納税証明書その3またはその3の3）。3か月以内に発行されたもの。写し可）
- キ 決算書類（直近の事業年度のもの）
  - (7) 貸借対照表
  - (イ) 損益計算書
  - (ウ) 利益処分計算書または損失処理計算書（または株主変動計算書）
  - (エ) 親会社の連結貸借対照表（連結子会社の場合）

(3) 注意事項

- ア 9の(1)、(2)の書類をA4判ファイルに番号順にとじ、表紙及び背表紙に法人名等記入し、提出すること。
- イ 申込書は、提出日現在の内容を記入し、押印の部分については、必ず実印を使用することとし、証明書類は、証明年月日が提出日前3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式による原本であること。
- ウ 資格要件を満たさない者が提出した申込書、資格要件等について虚偽の報告が判明した申込書及び提出書類に不実記載等があった場合等は受理しない。

(4) 交付期間

- 告示日から令和元年6月6日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）  
ただし、交付する用紙は、すべて鹿児島市交通局ホームページにおいて、入手することができる。

(5) 提出期限

告示日から令和元年6月6日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※郵送の場合は、令和元年6月6日（木曜日）必着。

(6) 提出部数

1部

(7) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(8) 参加決定通知

企画提案競技参加資格は、提出された書面により審査し、その結果は令和元年6月7日（金曜日）までに書面にて通知する。資格がないと認められた場合には、令和元年6月10日（月曜日）までに書面により理由の説明を求めることができる。理由の説明は、同月12日（水曜日）までに書面で行う。

(9) 交付場所、提出場所及び問い合わせ先

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局総合企画課営業係

電話 099-257-2102

FAX 099-258-6741

電子メールアドレス ktki-eigyo@city.kagoshima.lg.jp

## 10 提案書の提出

(1) 提出書類

書式	提案内容
様式第4号	提案書
様式第5号 ①～④	①加盟店業務取扱カード種類及び手数料率 ②契約後の手数料率の変動の考え方 ③導入までのスケジュール ④その他提案事項

(2) 添付書類

ア 契約書案

イ その他補足説明資料

(3) 提案書類の作成方法

提案書類はA4縦、横書きとし、文字の大きさ、書体は任意とする。

(4) 提出期限

令和元年6月17日（月曜日）午後5時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）※郵送の場合は、令和元年6月17日（月曜日）必着

(5) 提出部数

8部

(6) 注意事項

ア 契約書案には次の事項を入れること。

(ア) 一般的な加盟店が会員に対して有する債権を買い取る形での債権譲渡型ではなく、第三者納付としての立替払型によるものであること。

(イ) 交通局の指定する日に立替払いを行わなかった際の延滞金に関すること。

(ウ) 加盟店契約の解除に関すること。

イ イラスト、イメージ図等を使用することはかまわないものとし、図示による書類においては「A4縦、横書き、文字の大きさ」の制限はしないが、できるだけ簡潔にし、インデックスを付けるなど、分かりやすくすること。

## 1.1 ヒアリング

必要に応じて、提案者に対して、ヒアリングを実施する場合がある。

ヒアリングを実施する場合、別途、提案者に対し日程等連絡する。

## 1.2 審査

(1) 審査方法

参加資格を有する旨の通知を受けた者から提出された提案書を審査する。

サービス等の提案内容が一定の水準に達していると認められる者のうち、ブランドごとの手数料をはじめとする運用コスト等を考慮して、総合的に審査を行い、指定代理納付に係る業務に適した1者もしくは複数者を選定する。

(2) 審査結果

提案書を提出した全事業者あて、令和元年6月20日（木曜日）までに、書面により通知する。

## 1.3 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書（様式第3号）」に記載し、電子メールに添付して送信し、電話にて受信確認を行うこと。電子メールでの添付送信以外の方法による質問は受け付けないものとする。

(2) 質問受付期限

令和元年6月6日（木曜日）正午まで

(3) 質問回答

令和元年6月10日（月曜日）までに、質問内容とその回答内容を随時ホームページに掲載する。

## 14 その他留意事項

### (1) 失格条項等

- ア 企画提案競技への参加に関する提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- イ 企画提案に参加する資格要件を欠く場合又は企画提案競技までの間に当該資格要件を満たさなくなった場合
- ウ 提案書等が不足する場合
- エ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

### (2) 提案書等の取扱い

- ア 提案書等は、返却しない。
- イ 参加申込書、提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- ウ 参加申込書及び提案書の作成、提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- エ 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
- オ 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。